

白岡市介護保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
(保険料の額)	(保険料の額)
<p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における法第129条第2項に規定する保険料の額は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,900円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,400円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,300円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>65,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>79,000円</u> ア・イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>88,900円</u> ア・イ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>92,200円</u> ア・イ 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>105,400円</u> ア・イ 略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>108,700円</u> ア・イ 略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>115,300円</u> ア・イ 略</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>118,600円</u></p>	<p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における法第129条第2項に規定する保険料の額は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,500円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>41,300円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>44,200円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>53,100円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>59,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>70,800円</u> ア・イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>79,600円</u> ア・イ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>82,600円</u> ア・イ 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>94,400円</u> ア・イ 略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>97,300円</u> ア・イ 略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>103,200円</u> ア・イ 略</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>106,200円</u></p>

参考資料

ア・イ 略

(13) 次のいずれかに該当する者 121,900  
円

ア・イ 略

(14) 次のいずれかに該当する者 125,100  
円

ア・イ 略

(15) 次のいずれかに該当する者 138,300  
円

ア・イ 略

(16) 次のいずれかに該当する者 144,900  
円

ア・イ 略

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 151,500円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、18,700円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料の額について準用する。この場合において、前項中「18,700円」とあるのは、「31,900円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料の額について準用する。この場合において、第2項中「18,700円」とあるのは、「45,100円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料の額)

第6条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、

ア・イ 略

(13) 次のいずれかに該当する者 109,100  
円

ア・イ 略

(14) 次のいずれかに該当する者 112,100  
円

ア・イ 略

(15) 次のいずれかに該当する者 115,000  
円

ア・イ 略

(16) 次のいずれかに該当する者 120,900  
円

ア・イ 略

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 126,800円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、17,700円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料の額について準用する。この場合において、前項中「17,700円」とあるのは、「26,500円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料の額について準用する。この場合において、第2項中「17,700円」とあるのは、「41,300円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料の額)

第6条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、

参考資料

第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合計額とする。

4 略

第5号口、第6号口、第7号口、第8号口又は第9号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合計額とする。

4 略